

経営発展支援事業 確認シート

交付対象希望者名:

1. 要件

	確認項目	確認方法	チェック
①	独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。	履歴書の生年月日、身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)と、独立・就農時点(予定含む)により確認。	独立・自営就農時の年齢 — 歳
②	令和5年度又は令和6年度中に農業経営を開始し、独立・自営就農をしている又はする予定であること。	令和5年度又は令和6年度中に農業経営を開始していること、若しくは開始予定であることを聞き取り等により確認。	農業経営開始日 — 年 月 日(予定)
	ア. 農地の所有権又は利用権を有していること。	農地の所有権又は利用権を有していることが確認できる書類の写しにより確認。 ・農地基本台帳 ・農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書 ・公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、 ・特定作業受委託契約書 ・都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画 (農地を用いない農業(畜産等)の場合は確認不要。) 要望調査時点で経営を開始していない者については、本人の計画を聞き取り等により確認。	
	イ. 主要な農業機械・施設を自ら所有し、又は借りている。	農業機械・施設の売買・貸借の契約書や購入の際の領収証、固定資産課税台帳等の写しにより確認。要望調査時点で経営を開始していない者については、本人の計画を聞き取り等により確認。	
	ウ. 生産物や生産資材等を自ら名義で出荷・取引している。	本人名義の農産物出荷伝票や生産資材を購入したときの納品書、請求書、領収書により確認。要望調査時点で経営を開始していない者については、本人の計画を聞き取り等により確認。	
	エ. 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理している。	本人の営農口座の通帳の写し及び売上げ等を管理する帳簿により確認。要望調査時点で経営を開始していない者については、本人の計画を聞き取り等により確認。	
	オ. 自らが農業経営に関する主宰権を有している。	本人が意思決定しているかどうか、聞き取り等により確認。	
③	青年等就農計画の認定を受けた者であること。	青年等就農計画認定書の写しにより確認。今後認定予定の者については、認定予定時期を聞き取り等により確認。	1. 認定済 2. 認定予定 — 年 月 日
④	農業で生計が成り立つ計画を立てること。また、計画の達成が実現可能であること。	青年等就農計画の認定を受けている場合は、本人の技術力、経営力、資金力等を勘案し、経営開始5年目の農業所得目標の達成が現実的で達成可能な計画となっているかを確認。今後認定予定の者については、聞き取り等により確認。	
⑤	【農業経営を継承する場合】 継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する者。	履歴書及び過去の経歴(例:3年前まで常勤で他産業に勤めていた)を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合))により確認。 過去の経歴を証明する書類等(就業証明書、卒業証明書、住民票等)がない場合は、第三者(農業委員、区長等)への聞き取り等により確認。	農業経営継承日 — 年 月 日
⑥	人・農地プラン(又は目標地図)に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。	青年等就農計画及び以下の書類等により確認。 【人・農地プランに位置づけられている場合】 対象地域の実質化された人・農地プラン 【確実と見込まれる場合】 プラン作成検討会の議事録、その他プラン検討過程が判るもの(例:地域での話し合いメモ等) 【農地中間管理機構から農地を借り受けている場合】 農地基本台帳の写し等により確認。 要望調査時点で経営を開始していない者については、本人の計画を聞き取り等により確認。	人・農地プラン(又は目標地図)に 1. 位置づけられている 2. 位置づけられる見込み 農地中間管理機構から農地を 3. 借り受けている 4. 借り受ける見込み
⑦	雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業の交付を受けていないこと。	離職票原本や、青年等就農計画等及び交付申請書のチェック欄及び対象者データベース登録(修正)時に同一人・突合確認を行い、必要に応じて全国農業会議所へ問い合わせる。	
⑧	本人負担分について、金融機関から融資を受けていること。	融資の詳細(金融機関・融資名、融資額等)について、本人の計画と金融機関との相談状況を聞き取り等により確認。	
⑨	【豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する場合】 都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。	—	
⑩	就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。	交付対象者が地域で農業や生活を行っていく上で必要な地域活動(用水路管理等)や地域生活になじむための様々なコミュニティへの参加や協力する意思・状況を、聞き取り等により確認。	
⑪	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けること。	環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく実施計画を既に認定している場合は書類等により確認。認定する予定である場合は、認定に向けたスケジュールの聞き取り等により実施が確実であることを確認。	